

平成 28 年 7 月 25 日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

議会運営委員会

委員長 森島守人

議会運営委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会の総括について
(2) エフエム魚沼による本会議放送について
(3) ホームページでのメールアドレス公開について
(4) その他

- 2 調査の経過 7 月 25 日、委員会を開催し、上記案件について協議した。
第 2 回定例会の総括については、各会派からの意見をもとに自由討議を行い、引き続き調査することとした。
エフエム魚沼による本会議放送については、9 月定例会の一般質問から放送を開始することとし、議会改革特別委員会及び議長に報告することとした。
ホームページでのメールアドレス公開については、引き続き検討課題とし、議会改革特別委員会とも協議することとした。
その他で、議員定数の発議及びタブレット・スマホによる定例会放映について協議した。

議会運営委員会会議録

1 調査事件

- (1) 平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会の総括について
- (2) エフエム魚沼による本会議放送について
- (3) ホームページでのメールアドレス公開について
- (4) その他

2 日 時 平成 28 年 7 月 25 日 午前 10 時

3 場 所 広神庁舎 3 階 301 会議室

4 出席委員 岡部計夫、遠藤徳一、渡辺一美、高野甲子雄、本田 篤、森島守人、大屋角政、(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

7 経 過

開 会 (10 : 00)

森島委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会します。これより議事に入ります。

(1) 平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会の総括について

森島委員長 日程第 1、平成 28 年第 2 回魚沼市議会定例会の総括についてを議題とします。まず、本会議場における議員の発言についてであります。このことにつきましては、第 1 回定例会における委員の発言について、再度各会派から確認をいただき、6 月定例会に臨んでいただきました。4 月 22 日開催の議会改革特別委員会で協議検討がなされており、自由討議の中では、いろいろと意見が出されていましたが、結果として議員の資質を上げていただくよう、議長宛てに報告させていただいたとまとめられております。議員の発言につきましては、その都度課題として取り上げられ、協議が加えられてきたものでありますが、議員個々の資質の問題であることから、決定的な解決方法は見いだせておりません。今定例会の一般質問の発言に対し、懲罰動議も出されたところです。今後の議員としての発言をどう捉えていくのか、議会運営委員会の課題として協議いただくべく、前回の議会運営委員会で各会派の意見をまとめていただくようお願いをしたところでもあります。このことについて、各会派の意見をいただきたいと思います。

大屋委員 日本共産党のほうで協議をいたしまして、一つは、今回懲罰動議が出された。懲罰委員会の中でもいろいろ議論はあったのですが、なかなか深く入り切れなかったという印象があります。もう一つは、これは委員会のことになりますが、委員会の審議も、今回、なかなか深く入り切れなくて、入り口論で先に行かないというようなことがあったという意見がありました。それと一般質問の内容ですが、私も含めてですが、通告に基づく質問に徹していくことが大事だと思います。そういう点では、通告に外れたような発言をやっていた議員もいるように感じましたので、もう一度、一般質問、自分の意見を添えてできるわけですが、ある程度簡潔にまとめた中でやるべきではないかと感じております。

高野委員 このことについては、議会の権威という形で、それぞれ言葉遣いも含めて注意し合っていこうということで今回まとめましたので、それらを含めてしっかり自戒をしていこうと打ち合わせをしております。

渡辺委員 議員としての監査請求のあり方が、議員として監査請求をする以前に法的な裏づけ等の調査、まずは議会の中で十分議論、調査するべきであって、その後、きちんと議会の中でやったけれども、なかなかそこまで行かなかったということで住民監査請求をするのはいたし方ないとしても、議会からも監査請求できるわけでありますから、そういったことができるような仕組みづくりなり、必要であるならばガイドライン等を作成していくべきではないかと会派のほうでは話し合いました。その理由としては、今回、代表監査委員のほうから、「またここで一般質問を持ってくるということはないんです」という発言がありまして、その意味というのは住民監査請求を出している以上、また一般質問の中でするのはいかなものかという意味だったかと思います。そのことを考えますと、住民監査請求を出したり、あるいは裁判等になった場合は、当局からきちんとした答弁をもらえないというのが一般的ではないかと思っておりますので、一般質問での通告のときに当該そこに名前を連ねている人からの通告の制限等もあっていいのではないかとということも話し合われました。ただ、そこで通告の制限をするとすると、議長に委ねるというやり方ではなく、ほかの議会の例では、議会運営委員会の中で通告が出された後、見させてもらって、これはちょっとよくないのではないかとということを経験として通告から落とすやり方をしているところがあると伺っていますので、そういう一定のルール化も必要ではないかと話し合いました。もう一つは、先ほど大屋委員からも通告外の発言が目立っていたということですが、議員が追求するとか、あるいは当局からしっかりと意見を引き出そうとか、そういうことに関してある程度厳しい追求口調になってしまうことはあり得ることですし、そのことをもって発言を制限するつもりは全くありませんが、やはり通告に従った発言を求めたいと思った次第です。言葉、表現の仕方といったことにあまり制限をかけることは、かえって発言の自由を奪うことにはなりません。ただし、通告をしっかりとしているわけですから、通告をあまりにも外れた発言は慎まなければいけないのではないかとということ。もう一点が、動議や発議とかの委員会の開催につきまして、法律に基づいて実施しているにもかかわらず、いろいろと意見もあったわけですが、動議を出すときは発議または委員会の開催等、当然のことながら皆さんが議会基本条例や会議規則、地方自治法、委員会条例等を議員がしっかりと熟知して議論に臨むべきでありますし、発議、動議、開催等しっかりとそれらを踏まえた上でしているわけですので、感情論などで議論がおか

しくなるようなことがないようにしていただきたいということで、会派ではまとめさせていただきます。

岡部委員 私たちの会派では、懲罰動議にするような議員がいたもので、その委員会を開いた中で皆さんが議論したとおりでと思います。言論の府ということで、行き過ぎた発言もあったかと思いますが、それは許される範囲の中でやられたということで、今後は我々議員も自覚しながらやっていくと、議員発言については捉えているつもりであります。一般質問のあり方についてですが、裁判を起こしていることについても一般質問等をしているわけですが、その中で、裁判している内容と違うことを一般質問で聞いているにもかかわらず、それは裁判で係争中なのでといって答弁がないということに対して、それ以外のことなんだからしっかり答弁してほしいという内容で毎回やっていると聞いております。そういう中で、やはり答弁と質問がかみ合っていない。市長は、用意された台本の中での答弁はするわけですが、その次の再質問等で市長の考え方はどうかという部分を聞いているわけなので、そこに真摯に私はこう考えるという答弁がなければ、それは一切答えられませんということだけであれば、これは水掛け論でいってしまうわけですから、そういうときに、できればこれは要望なんです、議長からそういうことについては真摯にお答えをいただきたいというようなことがあってもいいというような気がします。そういったことで、かみ合っていないということが私たちの中では出ました。ルールに外れていることをしているとは思っていませんけれども、できるだけルールに従ってやろうという認識は皆さん持っていますので、その辺の当局とのかみ合わないところをもう少し何らかの形でしていきたいと思っています。なぜ、そうするかといいますと、今まで議会でいろいろ議論した中で決定するわけです。議決をした後に、議決したことがよかったのかどうかという疑義が出てくるわけです。そういうものをどこで議論するんだということで、いろいろ委員会を開いてやってほしいといっても、言論の府というだけでなかなか委員会が開催されない、議論もされない。そういう中でどうすればいいんだという形にいつてしまうわけなので、そうすると最終的な手段にならざるを得ないことになってしまうのですけれども、我々は、それをよしとはしていないので、そこは一生懸命議論して、そうならないように努めていく、今後も努めていきたいと考えております。もう一つは、討論の制限等について、あまり長くやることでなく、大体常識的に5分以内がいかかだと思いますけれども、7分以内くらいで簡潔に討論するべきではないかというような意見がありました。先ほど大屋委員からもありました、委員会の中ではありますが、きょう見た議会だよりの7月25日発行の市民の声の中にもあります。傍聴者の中で委員会の本題に入る入り口論で、堂々めぐりで50分も時間をとっていることに唖然としましたという記事が載っているわけですが、傍聴者から見てこんな議会だったら委員会を開いても議論もしないでこんなことやっていたら意味がないということになりますので、会議は会して、議して、決して、行うというのが会議だと思いますので、もう一度我々もそういうところに立って、しっかりと会議をして議論をして進めていくというようにしたほうがいいのではないかと感じております。それから、通告外の質問にいたりして時間が費やされていると思いますので、そういう点を委員長若しくは議長のほうもたびたび注意しているようではありますが、通告外なのでこうしていったほうがいんじゃないかというのがあれば、その方向も変わってくるのではないかと考えております。

本田委員　今回の議会で、私が提出者で懲罰の動議を出させていただきました。結果は真摯に受け止めております。採決にかかわらず我々の趣旨、言わんとしているところは、皆さんには一定の理解はいただいていると前向きに捉えております。そういった意味で、今後議員が本来仕事すべき場である議会や委員会から外れて裁判するのはいかがなものかというところもありまして、できることなら私たちとしては議会基本条例の中でも議員の職務という中で、何条になるかまだわかりませんが、裁判ではなくて本来の議場でやるような旨の文言を盛り込みたいという意見等がありました。それがどうなるかわかりませんが、少し考えていただきたいと思います。その他は皆さんと似たような趣旨でありますので以上といたします。

森島委員長　皆さんから6月の定例会の総括、そしてまた各常任委員会、特別委員会でのお話がありました。ここで、各会派で取りまとめた意見について、委員間で意見交換をさせていただきたいと思っております。できれば休憩でなく、会議録に載せていきたいというのが私の考えですので、その点を踏まえて委員間で話し合いをさせていただきたいと思っております。今ほど皆さんから総括していただいた中で、2つほど提案があったと思っております。一つは、渡辺委員から今の裁判等を含めてガイドラインをしいたらどうか、ということと、本田委員から今後議会基本条例の中にも組み入れていく必要があるのではないか、今すぐどうということではないですが、検討すべきではないかというご意見がありました。そのことを踏まえた中で、皆さんから建設的な意見を自由討議でさせていただきたいと思っております。自分なりの考え方もいいですし、会派の補足も含めても結構ですのでお願いします。

高野委員　議会の関係については、基本的には議論して決めていく場であろうと考えています。ただ、庁舎の関係については、非常にデリケートな問題というか難しい問題、3分の2条項もありますし。そういうことで庁舎再編整備特別委員会については、あえて、意見、提言については取り上げるけれども賛否については集約しないでいこうということで当初から議論をされているわけでありまして、うちの会派は、そこを庁舎の関係については軸にしてやってきたということでもあります。そういう中で、それについて決議をするということについては、具体的に数字をあげて決議をするというのは、この間の40回に及ぶ委員会をやってきたというのはそういうことでもありますので、少数意見も含めて大事にしていこうと。で、意見の集約をしていく。賛否ではなくてやろうということやってきたはずですので、この傍聴者からすれば入り口論ということに聞いたと思うんですけども、そういう決議をするということになりますと、入り口論をただすという形になりますので、あえて私たちの会派は、それに対して当初から庁舎の関係についてはそういうことで賛否は問わないということやってきたということを最大限重視をしたということですので、ぜひそれは各委員からも理解をいただきたい。

森島委員長　入り口論というのは、委員長が招集したにもかかわらず、先ほど岡部委員が言った50分も入り口論でするのは少しおかしいのではないかと思います。そのことについて皆さんが言っていますので、その点をご理解をいただきたいと思います。庁舎についての考え方というのは、高野委員の会派の意見としてお聞きしておきたいと思っております。しばらく休憩といたします。

休　憩（10：22）

休憩中に懇談的に意見交換

再開（10：25）

森島委員長　休憩を解き会議を再開します。今ほど休憩中に議長から「議員自ら監査請求した案件の監査結果に関する一般質問に対し、代表監査委員が答えないのか、答えられないのかを議論していただきたい」とのお話がありましたが、そのことも含めて皆さんから活発な意見をいただきたいと思います。

渡辺委員　まず、私たちの会派から提案させていただきました監査請求あるいは訴訟を起こしていくまでに、本来の議会の中でしっかりと議論できるようにというガイドラインも一つでありますけれども、その前に、住民監査請求することも訴訟を起こすことも議員がしてはいけないことではないということは、まずは踏まえなければいけないと思います。ですので、地裁の判断等もある以上、それをしてはいけないというようなガイドラインなり条例なりというのはなかなかできないというのは現実だと思います。次に、魚沼市議会としてそういうことをどう捉えたらいいのかということですが、委員会等でそれをまた問題にさせていただくことは、まだいいのかなと思うのですが、今回のように一般質問でされることについては、何らかの歯止めも必要ではないかと思うので、先ほど言ったように議運の中で取り下げをその議員にお願いするなりということをしていくか、あるいは議員がするのではなくて、ほかの方がするというのであれば、また違うのかなと。そしてもう一つ、相手方は訴訟なりあるいは住民監査請求で、一応答えを出してあるわけですから、それのことについても一度、更に聞いたとしても、答えられなかったり、あるいはもう既に答えてあるので言う必要がないと思っていると、それ以下でもそれ以上でもないという言い方になると思いますし、また、訴訟の係争中であれば、そこについては答弁を控えさせていただきますというような答えになってしまいますので、そのあたりをやはり質問する議員の側も、ある意味、住民監査請求や裁判を起こした場合には、相手側からまともな答弁が返ってくる可能性が低くなるということをしかりと認識すべきではないかという気はいたします。

岡部委員　いろいろなガイドラインとかはあると思いますが、皆さん普通に考えている監査委員というのは、要するに独立した形で、行政側も議会側も中立な立場でやるという形だと思うのですが、それでどうも発言を聞いていると、議会が決めたことだから、違法性があるかどうかということに乗っかって、中立というよりも議会が決めたことあるいは行政が決めたことだからそれに従っていくみたいな判断が多かったように受け止めているわけですね。そういう中で、議決したけれど、その後にとんども調べていく中でどうも議決したことがまずいという、あるいはまたいろんなことがその後に出てきたときに、それは我々も議会としてのチェック機能があるわけですから、公金の不正な支出というのは抑制しなくてはならないわけですから、そういうときにどこで議論したらいいのかなと。そうすると、議会としてできることは議場だったり委員会だったりとかするわけですよ。そういうところで改めて議決したことを尊重しながら、その後出てきたことはどういうふうに修正していくんだろうかという議論がなされないまま、今までとにかく決まったんだから、

行け行けどんどんということが多かったような気がするわけですよ。そうじゃなくて市民の立場で考えたときには、そういう不正な不必要な公金の支出は抑制するべきだろうと。だからそれはそれとして行政の中で間違っていましたとただしながら、議会とどう折り合って修正していくか。具体的に言えば、今回の廃棄物の処理とかというのは、今、訴訟を起こしてやっているわけですけど、瑕疵担保責任で請求しているわけです。そういうのが取れるかという裁判しないといけないわけです。今後は不良債権化していくわけですよ。そうなったときに、それが残っていったときにどう処理するんだというのは、必ず議会に対してくるわけですよ。それを債権放棄という形を取るのか、だれか責任を取ってやるのかということも議論されていかなければいけないわけですよ。そういうことも含めて、どこでそういう議論をやったらいいんだと。議会が決めて行政がそうやっているんだけど、それをただするのが監査委員としてそれは不適切ではないかということも皆さんが求めて監査請求していると推察されるわけですよ。そういう部分を含めて、監査委員としても答えられないのかどうかというのは、きちんと考えてもらわないといけないと思うし、我々も議論する場所をどこかで確保しなければならないのではないかと。そうしないと最終的には訴訟ということになってしまうような気がするので、そこをちょっと私も皆さんから意見を聞きたいなというふうに思います。

森島委員長　しばらく休憩とします。

休　　憩（10：32）

休憩中に懇談的に意見交換

再　　開（10：33）

森島委員長　休憩を解き、会議を再開します。

岡部委員　今の話ですと、それ以上答えられない、私はそういうふう感じて認識しています。だからそれはまた我々が持ち帰って、そういうところはそういうふうに行きたいと思います。今おっしゃることについてはそうですし、トータル的になぜ裁判とかいろんな形になるのかということについては、先ほど私が申し上げたとおりだというふうに認識していただきたいと思います。

本田委員　今ほど持ち帰るという話もありましたけれど、本来、会派の中でそういった話し合い等がきちんとされているのであれば、ガイドラインも基本条例云々という話もなく円滑に議事運営が進むと思っています。創生市民の会の皆さんについても、その設立の精神に議員が裁判をやらないという旨の話もあったかと思いますが、ぜひ話し合いの中でうまく決めていただけたらと思います。ぜひ持ち帰っていただきたいと思います。

岡部委員　おっしゃるとおりだと思いますので、持ち帰って、またよく検討した中で今後進めていきたいと思っています。

渡辺委員　会派の中で問題を解決する、それも大事なことだとは思いますが、ただ、今後、会派に属さないような方がまたそういうことをするというのも考えられないとも限りません。会派に属さない、たった一人でするときには誰が調整するのかというようなことも

出てくるわけだと思いますので、やはり私のほうから先ほどどういった形のガイドラインがいいのかそれぞれの皆さん方が考えていただけたらありがたいと思いますが、一つの提案としては、一般質問の通告を議長と事務局長のもとで判断するというと、なかなか議長も大変だと思いますので、例えばこの議運の中で調整するということもあるのかなというような気がします。これは私の意見ではありますので、そのところをどうするのかというのがあります。

遠藤委員　ガイドラインということについては、適しているか適していないかということになりますと、私は、どういうものをもってガイドラインと言おうとしているのかはわかりませんが、これまでガイドラインともいえる議会基本条例、あるいは委員会における委員会条例、議会規則、いろいろな中で決め事ですとか制約ですとか、それに値するものがあるわけでありますので、それをかみ砕いてどういうふうに活動するかということが問題であって、ガイドライン上によって、右足から出なさい、左足から出なさいというような雰囲気の中でやっていくことではなく、やはり先ほどの会派等の調整とかもあろうかと思えますけれど、そういった文言にのった中でやるということではないと思っておりますので、ガイドラインという考え方の中についてはいささか問題があると思えます。

渡辺委員　ガイドラインというところについては、皆さん方が基本条例やそういうことをしっかり、それからまた議員としての質としてどうであるかとか、これが本当に質疑にしてもいいかどうかということについては議員の質ということになってくるかと思っておりますので、そのことについても議員必携ですとか、そういったところをしっかりと読み込んでいただいて、議員にふさわしい議員のあり方というものをしていくというような本当におっしゃるとおりであります。ただ、そういうものを通告に出されたときに、ガイドラインとまではいなくても通告に出てきたときに、ほかの議会では委員長に任せずにその委員会の中で議題にあげるというやり方をしているところもあるので、それは魚沼市議会としてできるかどうかも含めて検討いただければと思います。それともう一つ、先ほど岡部委員のほうから、関連した別のことをしっかりと委員会なりで、一度議決したものであったとしても何か別の不祥事ですとかがあった場合はやっぱり追求していかなければいけないという、そういったときの住民監査請求ですとか監査請求のあり方という意味では、合議制としての今の議選から一人、それから市長からの推薦で一人というような形になっているこの監査委員である以上、議会の側から出している監査委員がそれをよしとしたものをなかなか難しいというようなこともあるかと思えます。それで第3次地方分権の答申を経まして、もしかすると本年度中には議選の監査委員については、法律上、任意に各議会に任せられるというような自治法の改正も考えられているというような情報も入ってきています。そうなったときに議選の監査委員を出さない代わりにどうやって議会がその監査のところに踏み込んでいくかということも今の課題でありますし、その場合には個別外部監査制度というようなものを導入していかなければいけないのではないかと、まだまだ勉強しなければいけないことはたくさんありますので、ぜひ皆さんでそういったことを議論しながら議会改革あるいは議運の中でもんでいただければと思います。

岡部委員　今、ガイドラインとあって先に皆さんが言われたように議会基本条例とかがあってやっているわけですから、この後の議題であります本会議の放送とかそういうのをやることによって自然とスキルアップしていくと思えますから、みんなが自覚をして、そうや

ることが一番の近道ではないかと思います。先にそういうものをつくったとしても守らなければ意味ないので、できるだけそういうふうにしてスキルアップしていくことをみんなで作っていったほうがいいのではないかと思います。

遠藤委員 いろいろな決め事を前に進めるためには順序ですとか、これまでの慣例ですとか、いろいろあるわけで、魚沼市議会につきましては、一人でやっておられる方は今のところいませんけれど、会派制ということの中で、多くの問題がまず会派代表者会議等によって周知がされていくという段階を今のところ踏んでいるわけです。会派の中での勉強会ですとか視察ですとか、活発な会派はやっておられるわけでありまして、物事の入り口にどうしても会派に投げかかれる場面もこれまでも多かったわけでありまして、もう一度会派制というところをきちんと見直して、一般質問にしてもやっぱり予算質疑、決算質疑についても、かぶるような質疑、質問があった場合には会派内で調整をしながら、代表してこれについては誰が聞くだとか、会派が取り組んだことについて誰か代表して聞こうだとか、内容についても会派の中で精査をしていただき、議運でやるとかそういったことではなく、まず第一段階として、そういうことが会派の一人が行われようとしているかどうかということは、会派の中で知っていてもいいことかな。会派の取り組み方法と若干違うような一般質問等であれば言い回しを変えようとか、次の議題のときにそれを出そうとか、そういったところで調整を図るのも会派の大事な役目かと思っておりますので、その辺会派のあり方等についていま一度取り組んでみる必要があるのかなというのが今の段階での思いであります。

大屋委員 議長から休憩中にいろいろ提起がありましたが、議員が住民監査請求あるいは裁判、こういったものを起こしてはだめだという法律はないという基本的人権があります。ただ、今まで魚沼市は何回もそういう状況がありましたので、今回の代表監査委員に対する質問、結果に対して質問しているわけですが、当然代表監査委員がその結果と違うことを言うことはできない。そういう点では却下したものを、そうではなかったんだなどと言うことは当然職務上できませんし、合議制でありますので。そういう点ではできない、要するに回答以上の答弁はできないというふうに理解しております。ただ、今回懲罰動議が出ましたが、資格云々ということについては、当然質問する議員と執行部あるいは代表監査委員の考え方の違いがありますので、それについて今回どうだったかということ審査したわけですが、そこら辺は区別してやるべきであるというように考えます。それと、もう一つは、先ほど遠藤委員からも出されましたが、やはり一般質問とかその他の質疑とかそういったものについては、会派がありますから、大きくなると難しいところはあると思いますけれど、やはり会派の代表なり副代表が、みんながどういう質問をするかということまずは集めて、ここはこういうふうにしたほうがいいのではないかとか、そういう議論というのは各会派でやるべきであろうと。私どもの会派は二人しかいないのでしょっちゅうやっていますけれど。そういうことでダブりの部分とかあるいは表現の問題だとか、そういったことも含めて会派で十分に質問、質疑については検討していくほうがいいと思います。それともう一つは、渡辺委員からあった、議長は全国議長会に聞いてそういう結論で今回受け付けたわけですね。だからそれ以上のものはないと思うんですよ。いろいろなそういったものをつくる必要はない。要するに上位法を犯してまで、こっちが制限するということは、やっぱりよくないと思うんですよ。だからそういう点では、議長は議長

の立場で今回の質問について取り扱うかどうかという点で問い合わせをしているわけだから、当然の結論が恐らく議長の言うとおりでと思いますよ。問題は、さっきの議員の資質の問題が非常に大きいと思います。ただ、それだからといって、おもしろくないから懲罰だなんてことになる、そこはまた別問題として考えたほうがいいと思います。

森島委員長 では、この辺でまとめさせていただきたいと思います。皆さん方のご意見について、特に今回の6月議会については住民監査請求、訴訟に発展するものについては、議員としては法的には可能であろうが、道義的に照らした場合、果たしてそれが適当なのかということで皆さん方からご意見をいただきました。その中で、会派制をしている以上は、やはり会派の中でももう少し議員の資質を上げることも含めながら議論をしてきていただきたい。そしてまた渡辺委員のほうからも話がありましたけれど、そういうものをもっと的確に調査、審査をする部分については外部監査委員、こういうものも今後は必要ではないのかというようなご提案もありました。また、ガイドラインについては大屋委員あるいは遠藤委員からお話がありました。このことを含めて、いま一度会派の中でしっかりと整理をしていただき、本件については引き続き議会運営委員会あるいは議会改革特別委員会と一緒に調査をしていくということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。(はい) ここでしばらくの間、休憩といたします。

休 憩 (10 : 48)

再 開 (10 : 57)

森島委員長 休憩を解き会議を再開します。

(2) エフエム魚沼による本会議放送について

森島委員長 日程第2、エフエム魚沼による本会議放送についてを議題とします。エフエム魚沼での本会議の放送については、7月1日開催の全員協議会で、議長より議会改革特別委員会、議会運営委員会の同時進行で協議しながら放送の方向でいけるのか検討するよう諮問を受けております。議会運営委員会として、その方向性について協議をさせていただきますと思います。まず、事務局長より、現在のエフエム魚沼との打ち合わせ内容の確認等を含めて説明させます。

櫻井議会事務局長 エフエム魚沼との打ち合わせの内容についてご報告させていただきます。7月20日にエフエム魚沼の局長と打ち合わせを行い、次の点を確認しています。エフエム魚沼の番組制作として、録音データでの放送であるため、一般質問だけでなく各委員会の放送も可能であるということです。こちらから、するしないは、一切申し上げておりません。エフエム魚沼で番組編集を行うが、本会議や委員会での休憩、不規則発言等の扱いについて細かく削除することは困難であるということで、一般の傍聴者と同様に考えて、それらを含めて放送することとしたいがどうかとの話がありました。放送開始の予定は、9月定例会一般質問分からを考えており、それをいつ流すか等については、今後、事務方と詰めていく予定です。録音方法は、議会事務局でICレコーダーに録音している音

声データをSDカードで提供する。放送については、平日の日中1時間の枠と、夕方に再放送枠、日曜日に総集編として4時間程度、通し放送することが可能であるとのこと。議会の仕組み、用語の解説等を番組開始前にパーソナリティと議長あるいは事務局が受け答えする内容のものを放送してみたらどうかという提案もありました。細部を詰めるところがありますが、概要をご報告させていただきました。

森島委員長　　今ほど、議会事務局長から7月20日、エフエム魚沼の局長と打ち合わせをしたことについてご報告がありました。ただいまの説明によりますと、課題は3つあると考えます。1点目は、委員会も放送の対象とするのか。2点目は、録音データはそのまま放送するのか。休憩、不規則発言を削除しないで流すということです。3点目は、一般質問を含めて放送開始を9月定例会から対象とするのか。9月定例会を対象とするのは、一般質問については当然可能であろうと思いますし、議長には、議運として今回の話を申し上げ、また、議会改革特別委員会と協議をし、全員協議会に諮って決めていただくということになるかと思います。では、最初に委員会も放送の対象とするのかということで、委員の皆さんから議論をしていただきたいと思います。

遠藤委員　　何が対象であっても問題がないと思いますが、やはり委員会につきましては、本会議場での説明のみで委員会での説明や補足説明なしというパターンの中で、また、委員は資料に基づき、あるいは図面ですとかデータに基づきしているその内容をラジオで臨場感たっぷりにわかるかどうかという部分について、特に総務委員会等は上位法の改正による条例改正ですとか、一部追記改正、そういった部分についてはほとんど異議なし状態の部分もある中で、ますます何をやっているかわからないということも出てくるかと思えます。そういったことも踏まえてやれるならば、可能性としては探っていければいいと思いますが、お試し期間ということもある中では、もし全員の合意がいただけてラジオ放送というふうに踏み切るのであれば、一般質問あたりから入っていったらどうかという感じがいたします。意見です。

渡辺委員　　私も、日中、番組として放送されるということになる中で、やっぱり時間的にも今だと1時間だと言っていましたので、委員会の時間が結構長いというところもありますので、エフエムで委員会を流すということはちょっと合わないのではないのかなという気がします。一般質問であると時間的なこととか、人数的なことも決まっていますし、通告もありますので、そういったところでは大丈夫だと思うのですが、ラジオでの委員会というところとそぐわないのではないかと思います。

本田委員　　本来であれば、本会議を優先して放送すべきだと思っております。番組という編成上であるのであればやはり一般質問かなというふうに思っています。ただ、情報の公開という原理原則性もありますので、本来であれば番組のおもしろさ云々ではなくて、全てを公開すべきだ、それが最終的な理想だと思っておりますので、その辺の手順を踏み間違えない上で、皆さんが了解した中でやっていく必要があるのではないかと思います。まずは一般質問からということをお願いいたします。

森島委員長　　ほかにありませんか。(なし)なければ、委員会を放送の対象とするのかということですけど、これは遠藤委員、渡辺委員、本田委員からは、公開すべきであるけれども、まず一般質問から入ったらどうだろうかということでございます。委員会としては、そういうことで議会改革特別委員会と一緒に今のお話を議長に報告いたしますが、よろし

いでしょうか。(はい) 2点目の録音データはそのまま放送したらどうかということですが、この件についてはいかがでしょうか。

大屋委員 このままでいいと思います。

本田委員 参考までに議長の意見を聞かせてもらえたらと思うのですが。

浅井議長 私は、皆さんが決めていただいたことに従うということが基本であります。確認ですが、休憩中にそのままその時間を流せないのかというのか、あるいは休憩を切ってつなげるのか、その辺、局長どうですか。

櫻井議会事務局長 休憩の取り扱いについては、本来の休憩、10分休憩などありますが、その部分については切ると思いますが、会議の中での休憩であります、不定期にある、そういうものについては、ちょっと難しいと思います。

渡辺委員 これが次の議題になるのかちょっとわからないのですが、関連していると思って聞くんですけど、先ほどですと平日、日中1時間程度ということなんですが、大体委員は、一問一答の場合は持ち時間1時間の中で、総括の場合には時間制限なしというようなことで、どっかで時間が区切れてしまうのか、それとも何人とかみみたいな感じですか、1時間程度ということはどういうふうになっているのかなと思うのですが。

櫻井議会事務局長 具体的な番組制作の打ち合わせというのはないのですが、一応ご提案いただいたのは先ほど申し上げたとおり、平日の日中1時間枠を考えているということです。そして夕方にそれを使って再放送をするということです。次長のほうから補足をします。

磯部議会事務局次長 1時間の枠を一つ、この番組としていただいて、その中に例えば30分の議員の方、40分の議員の方がいらっしゃった場合は、そこはうまく組み合わせるつもりだそうです。それはできるというお話でした。

浅井議長 今ほどの定時の休憩はいいんですが、普通、一般質問の休憩を取るということはもめて休憩を取ります。いわゆる議事整理で、かなりもめた中でそれが全部流れるわけです。ですので、先ほど話がありましたけれど、なおさら皆さんがそのことを念頭に入れて、今までは休憩中なので、例えば不適切な発言も不問に付していたんですが、ストレートに流れますので、懲罰の対象にならないとしても市民には全部流れるということ、もう1回、確認をしていただきたいということが、全協でもそうなんですが、更にこれを契機に一般質問を、皆さんの能力を研鑽していただきたいことを付け加えさせていただきます。

森島委員長 録音データはそのまま放送するという議運としての考え方でよろしいでしょうか。(はい)では、そのようにさせていただきたいと思います。次の3点目ですが、放送開始を9月定例会を対象とするということで、このことについては一般質問ということでございますが、異議ありませんか。(異議なし)では、放送開始については9月定例会を対象にするということで、議会運営委員会ではさせていただきたいと思っています。それで、今後の日程であります、議運が今回開かれましたので、議会改革特別委員会の委員長にもお話をさせていただき、その後、議運あるいは議会改革で議長のほうに今回のお話をし、全員協議会を経た中でさせていただきたいと思っております。それで私の考え方ですけれど、全員協議会については9月定例会の初日、2日目、その日程を見ながら、議案の少ないほうの日程に合わせて、全員協議会を開いていただいて、確認をして、放送をさせていただくというようなことで議運としては議長に申し上げたいと思っております、よろ

しいでしょうか。(はい)では、いろいろとご意見をいただきました。エフエム魚沼による放送については、エフエム魚沼での制作番組として放送できるように協力することとして、次回の全員協議会においてその方向性を決定していただきたいと思います。異議ありませんか。(異議なし)異議なしと認め、そのように決定しました。

(3) ホームページでのメールアドレス公開について

森島委員長 日程第3、ホームページでのメールアドレス公開についてを議題とします。本件も、7月1日開催の全員協議会で議長より諮問を受けているものであります。配布資料がありますので、再度、局長より説明してもらいます。

櫻井議会事務局長 こちらも前回の全員協議会で配布し説明しておりますので、資料として目を通してください。匿名であります、市のホームページの議員名簿サイトのほうで、各議員のURLやメールアドレスが載っていません、今の時代にそういうものは必須ではないか、出していただきたい、とする内容のメールがきております。前回の全協でもご説明しました。事務局としましても県内市を全部調べさせていただいたところ、議会で議員一覧という形でURL、メールアドレスを掲出しているところはありませんでした。全国的に見た場合、大都市である横浜市などでは、顔写真も含めて載せているところがあります。私どもも議員の皆さんのホームページを見させていただいていますが、そこに自分のメールアドレスを掲出されている方もいらっしゃいますので、当面、議会事務局としては、一覧にして取り扱うようなことは考えておりません。他市の状況を踏まえながら、ご検討いただければと思います。

森島委員長 今ほど局長から県内の状況も話がありました。このことについて、皆さんのご意見をいただきたいと思います。

遠藤委員 私も個人的にフェイスブック、ブログ等やったことがありますけれど、議員個人でやっているほうにも大分返信も来ますし、問い合わせも来ますので、一覧表という形でなくても私はいいと思います。

渡辺委員 ホームページ等は検索すれば各議員のそこにはぶつかっていくと思います。載せなくていいのかといったときには、議員の中でホームページをつくってなかった場合、不公平感もあるかなという気がします。つくっていらっしゃる方してみれば出しても構わないけれども、つくっていない方してみれば、そんなことしなくてもいいのではないかというところもあると思うので、それぞれの議員のご意見も聞いてみたいということと、今ほどの理由の中で、県内でしていないということですが、横並びがいいのか、県内初で試みてもいいのかというところは議論の必要があるところだと思います。もう一つは、せっかくいただいたご意見に対して、どのようにお返事をするのか、気になることです。

櫻井議会事務局長 最後の返事についてですが、市としては、手紙でもメールでも匿名の方に対してはお返事を差し上げていません。

渡辺委員 メールアドレスがあるので返信はできるのでは。

遠藤委員 市民の声も大事ですが、市民も責任という部分で匿名ではなく、このような建設的意見は大事な意見だと思いますので、きちんと対応していくためにも、できましたらお名前を教えていただければと思いますし、立場的に出せない方なのかもしれませんので、

強くは言えませんが、きちんと答えていくためにも、そういったやりとりができたらいいと思います。これについては、一覧でなく個人で、議員活動の中で市民の声をきちんと拾うという活動の中で行うのがいいのではないかと思います。

渡辺委員 匿名だとしても、出す方にしたら勇気もあったと思います。そう意味では、アドレスがありますので、匿名ではありますがお返事はできる状態で向こうは出しているわけですので、ここでこうして話し合われてそれなりの結論が出たら、こういうことだというのと、本来であれば匿名に対しては返事をしませんメールアドレスがあったのでお返事差し上げますということがあってもいいのかなと思います。確かに匿名性は責任がないといいますが、例えば自分の友達に、こんなふうにしたんだけど議会は全く返事くれなかったんだよねということは言うと思う。そこら辺は、返事をくれなかった理由も含めて、その人がわかってもらえるためには、メールアドレスがあって返信ができる状況なわけですから、結論は全協にいかないと思いたいと思いますが、出た結論はお返ししておいたほうが丁寧であると思います。

森島委員長 日程も差し迫っておりますので、私のほうで少し意見をまとめさせていただきたいと思いたいと思います。お二人からお話がありました。その中で市議会として掲載するしないを決することは、議員皆さんの個人的な意向やシステム上の確認等問題を含んでいると思いたいと思います。直ちに議会として結論づけはできないものと私は考えております。議員個人のURLやメールアドレス公表になりますので、当面は個人で公表することに支障のない方は公表していただきたい。魚沼市議会として公表するかは、今後の検討課題とさせていただきますと思いたいと思います。私たち魚沼市議会も公人でありまして、反面、個人のプライバシーもあるわけですので、その点も考慮しながら今後検討させていただきたいと思いたいと思います。なお、個人のホームページやメールアドレスについての公表は大いにやっていただきたいと思いたいと思いますが、こういうことで議会運営委員会としての結論づけをさせていただきたいと思いたいと思いますが、よろしいでしょうか。(はい) なお、本結論につきましては並行して諮問を受けております議会改革特別委員長とも協議いたします。ご異議ありませんか。(異議なし) そのように決定しました。

(4) その他

森島委員長 日程第4、その他を議題とします。私のほうから2点、ご提案させていただきます。1点目は議員定数についてであります。ご承知のように議員定数につきましては、これまで、議会改革特別委員会、会派代表者会議で検討がされておりました。最終的には、一本化には至っておりません。ついては、議員定数条例改正が必要となる案を考えている議員あるいは会派の皆さんは、事前に考えているわけですので、9月定例会に議員発議いただくことにろうかと思いたいと思います。改めて、提出される議員がおりましたらご検討いただくようお願いするものであります。実質的には、議案調整の関係もありますので、8月23日開催予定の議会運営委員会までに事務局へ提出をお願いします。議会運営委員会としては、そのような進め方でよろしいでしょうか。(異議なし) 会派の皆様へもお伝えください。次に、タブレット、スマホによる本会議放映の件についてを議題といたします。タブレット、スマホによる本会議放映の件については、全員協議会で放映について確認がなされて

おりますが、現在の準備状況について、事務局長から説明をしていただきます。

櫻井議会事務局長 放映に係る準備状況ですが、現在は契約事務が進行中です。8月中旬にタブレット、スマホ用のサーバを新規設置し、カスタマイズの作業に入ります。その後、過去のデータをコンバートし、9月上旬からタブレット、スマホによる本会議放映を配信できる予定です。

森島委員長 今、事務局長から説明がありました9月上旬からということであります。このことについてご意見はありませんか。

本田委員 代表者会議の中でも、ネットの検証ということをお願いしておりましたので、この場所ではないかもしれませんが、ぜひ、アクセス解析をお願いしたいと思っております。

櫻井議会事務局長 そのことについては、放送に合わせてネット中継等のアクセス調査等も含めて、費用対効果の検証も並行してさせていただきます。

森島委員長 そのように事務方は進めたいと思います。委員の皆さんからはほかにありませんか。

渡辺委員 7月19日と23日付けで議長宛てに一般の市民の方から、議会だよりに「身の丈に合った」の内容が掲載されなかったのか、出したんだけども、そのことをどういうふうに扱ったかを教えていただきたいと思っております。

櫻井議会事務局長 19日と23日ということですが、19日については、最初該当者から議長宛てにFAXがありましたし、広報のことでありまして、担当者が内容を熟知しておりましたので、私が電話でお伝えしたのですが、事務局に聞いているのではない、議会に聞いているということで、私が説明してもわかったと言ってもらえなかったもので、議長と佐藤広報編集特別委員長と相談させていただいて、佐藤委員長から対応していただきました。直接お会いして説明をして、そのときはそれでご理解いただいたと連絡を受けております。23日の土曜日ですが、今朝、事務局にFAXが来ておりました。今朝、確認したところですが、これについても議長、広報編集特別委員長に目を通していただきました。今朝も電話が来たそうですが、急がないからという話でしたので、今日は委員会があるので、委員会が終わってから対応しようということで、今、委員長と相談中です。

渡辺委員 私のところには、ご本人から電話で問い合わせがあったので、私のところにもFAXをいただければということで、いただいた次第であります。ご本人は、こんな大事なことをということで電話をくれたので、皆さんでどのように計らうか検討していただければと思いますし、私個人としても、広報の中のことで見えてないところもありますが、ご意見をいただいた方の話によると、予算でだめだったと聞いたけれど、予算を補正するなり調整するなりして、こんな大事なことは載せるべきだったのではないかと私には言われましたので、そのあたりも含めてご検討いただければと思います。

森島委員長 このことについては、私も今、文書を見させていただいたのですが、議長あるいは広報委員会の中で議論をしていただきたいと思っております。できるだけ議会のことについては、紙面で市民にわかるように、その点を含めながら進めいただければと思いますので、広報委員会の中で今のことについては議論していただくように議長に申し上げさせていただきます。ほかにありませんか。

浅井議長 情報の共有ということで事務局に確認をさせていただきたいのですが、行政視察の件で調整をしていただいております。現時点でいつごろ、どの方面だということが決

まっていたら教えてください。

櫻井議会事務局長　　合同の行政視察について、現時点での日程、方面を報告いたします。期日については、11月15、16日の2日間を予定しております。行く方面ですが、埼玉県になります。朝7時半に広神庁舎を出発し、最初に日高市サイボクハムを視察いたします。午後に埼玉県秩父市役所に行き、ここでは行政評価について話を伺います。翌日は、埼玉県本庄市役所に伺って、オレンジプラン、認知症カフェ等の取り組みについて話を伺います。最後、大塚製薬の高崎工場を見学させていただこうと予定しております。到着は広神庁舎に16時30分の予定です。

森島委員長　　ただいま視察研修案について説明をしていただきました。ほかにありませんか。(なし) ないようですので、本日の会議録については、委員長に一任願います。なお、次回の委員会は、8月5日午前10時に開催します。これで、議会運営委員会は閉会とします。

閉　　会（11：35）